

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月11日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 吉岡 佐知子

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

令和6年度鳥取県西部総合事務所日野振興センターが所管する公用車の車検及び定期点検委託業務（入札番号1と2）一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

### (4) 入札方法

入札は、この調達に係る入札説明書の仕様書の3に示す入札番号ごと（入札番号1と2）に紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する総額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の入札番号ごとの区分により、該当業務を行うのに必要な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定に基づく継続検査若しくは同法第48条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得している者又は労働安全衛生法第45条第2項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。なお、業務に必要な認証、登録等未取得していない入札番号の区分については入札できない。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局 維持管理課 現業技術員詰所

電話 0859-72-2068

電子メール hino\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月11日(木)から同月23日(火)までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkoucenter/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月11日(木)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月1日(水)

なお、入札番号の区分ごとの入札開始時刻は、次表のとおり。

入札番号	入札開始予定時刻等	車種
1	午前11時00分入札、即時開札	凍結防止剤散布車他
2	午前11時10分入札、即時開札	作業車他

イ 場所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター 中会議室兼入札室(会議棟2階)

(4) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書(様式第4号)は、業務の名称及び数量並びに入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にとっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和6年4月23日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

または、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。



(2) 契約書作成の要否  
要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無  
無

(5) その他

ア 本件業務に係る車検時の重量税及び検査手数料は、受注者が検査機関に支払い、発注者に相当額を請求するものとし、車検に必要な自賠責保険については別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

また、本件業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、本件業務の対象とならない部品の交換等が必要と発注者が判断した場合は、本件業務対象外経費として、別途発注等の手続きを行うものとする。

イ 詳細は、入札説明書による。